

一般国道 342 号須川地区防護柵取外し等業務委託 特記仕様書

（適用範囲）

第 1 条 本特記仕様書は、県南広域振興局土木部一関土木センターが委託する一般国道 342 号須川地区防護柵取外し等業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本特記仕様書に定めがない事項については、岩手県県土整備部制定「土木工事共通仕様書（令和 8 年 4 月 1 日以降適用）」によるものとする。

（業務内容）

第 2 条 本業務は、次の業務を行うものとする。

ガードレール取外し 721m

ガードケーブル取外し 8,883m

標識板取外し 54 基

視線誘導標取外し 192 本

道路反射鏡取外し 72 基

スノーポール設置 340 本

（業務計画書）

第 3 条 委託契約を締結した者（以下「受注者」という。）は、本業務の履行開始前に次の事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施体制
- (4) 緊急時の体制及び対応
- (5) 安全管理
- (6) その他

（業務中の安全確保）

第 4 条 本業務は、危険が伴う道路上における作業であることから、受注者は業務従事者に対して労働安全の指導と意識向上を図り、事故防止に努めなければならない。

（業務実施管理）

第 5 条 受注者は、履行開始前に提出する業務計画書により業務を履行し、必要に応じて作業箇所の進捗状況を監督職員に報告するものとする。

（道路使用許可）

第 6 条 受注者は、道路上で作業を実施する場合、あらかじめ道路の使用許可を所轄の警察署に提出し、許可を受けてから作業を実施するものとする。

（現場管理）

第 7 条 受注者は、作業終了後においては、機械及び使用材料等を速やかに車道外に搬出

するものとし、必要に応じて一般交通に支障がないよう保安施設を設けるとともに、これらの状態がわかるよう写真を撮影し記録するものとする。

（使用材料）

第8条 使用材料において必要な見本又は資料、試験及び検査の方法は、監督職員の指示により行うものとする。

2 使用材料の品質は、監督職員の承諾を得るものとする。

（支給材料及び貸与品）

第9条 支給材料及び貸与品は、支給及び受渡し方法について、監督職員の指示により行うものとする。

（現地発生材）

第10条 既存施設の撤去による発生材（ガードレール等）は、監督職員の指示により処理するものとする。

（その他）

第11条 業務の遂行に当たり疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議すること。

2 他人の土地や法規制ある土地への立入りについては、監督職員の承諾を得た後、受注者が所有者等の了解を得て行うこと。

3 本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。